

議案第 5 6 号

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例（昭和 5 8 年板橋区条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 大山駅自転車駐車場の項の次に次のように加える。

大山東町自転車駐車場	東京都板橋区大山東町 5 9 番
------------	------------------

別表第 1 に次のように加える。

小茂根図書館前自転車駐車場	東京都板橋区小茂根一丁目 6 番 2 号
---------------	----------------------

付 則

- 1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

区営自転車駐車場 2 か所を新設する必要がある。